



平成 21 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 和幸  
(コード番号 6268東証第1部)  
問 合 せ 先 総務部長 松尾 治  
(T E L 03-3578-7070)

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの  
導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入することについて、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入の目的は、役員報酬制度見直しの一環として、年功報酬的意味合いの強い役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入することで、役員報酬を会社業績や株主価値との連動性をより一層強めたものとし、当社役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を高めることであります。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

本総会終結の時をもって取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金制度を廃止いたします。なお、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については打ち切り支給することとし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で当該各役員の退任時に支給いたします。

## (2) 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額 100 百万円を上限として毎年付与することといたします。

なお、本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた取締役に対して新株予約権の払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込債務とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となりますので、有利発行には該当しないこととなります。

新株予約権の内容は次のとおりです。

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）については 1,000 株とします。

なお、本総会において本新株予約権に係る議案が決議された日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

当社普通株式 200,000 株を、当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

### ② 新株予約権の総数

200 個を当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

③ 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から25年以内で、当社取締役会で定めるものとします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑦ 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日にあたる場合は翌営業日を最終日とします。）に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

イ. その他の権利行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会で定めるものとします。

⑧ 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

※上記株式報酬型ストックオプションの導入は、本総会において「取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

取締役を兼務しない執行役員に対しても株式報酬型ストックオプションとして上記と同内容の新株予約権を取締役会の決議により割当てる予定です。

以上